

安全保障理事会決議 2374 (2017)

2017年9月5日、安全保障理事会第8040回会合にて採択

安全保障理事会は、

マリにおける状況に関する、安保理の従前の諸決議、とりわけ諸決議 2364 (2017) と 2359 (2017) を想起し、

マリの主権、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、マリ当局が、マリの領土全体への安定と安全の提供についての主要な責任を負っていることを強調し、そして平和関連活動と安全関連活動の国の主体的取組を達成することの重要性を強調し、

永続的平和と発展を享受する全てのマリ国民の合法的憧れを認識し、

2015年にマリ政府、武装集団のプラットフォーム連合、武装集団のアザワド調整運動連合により署名されたマリ和平および和解協定（同協定）、並びにその継続的实施は、マリにおける永続的平和を達成する歴史的機会を示していることを認識し、

キダルおよびメナカ地域におけるプラットフォームと調整の武装集団による停戦協定のくり返される違反を非難し、彼らに対し、敵対行為を止めること、停戦協定を厳格に守ることそして同協定の完全実施のため遅滞なく建設的な対話を再開することを促し、そしてバマコにおける2017年8月23日の休戦協定の最近の署名をこの程度まで歓迎し、

北部におけるあらゆる暫定行政の設立を含む、同協定の履行のために達成された最近の進展を認識し、同時にそれが結ばれてから2年後のその完全実施に対する執拗な遅れについて安保理の深い懸念を表明し、そして同協定の勢いを維持するためマリの北部とその他の部分において住民に確実な、そして目に見える平和の配当を提供する緊急の必要性を強調し、

同協定の実施を促進し、支援しそして緊密にフォローする安保理の意図を確約し、同協定を実施す

るマリ当事者を支援するためアルジェリアおよびその他の国際仲介チームの構成員により果たされた役割を称賛し、国際仲介チームの構成員による関与の増加の必要性を強調し、そしてマリ担当事務総長特別代表の中心的役割は、同協定の実施を支援することと監督することを果たし続けるべきことを更に強調し、

同協定の実施における遅い進展、とりわけその防衛と安全の提供並びに治安部門の遅れた再構成が、マリ国の治安と権威並びにマリ北部における基本的な社会福祉事業の提供を回復するために取組を邪魔してきていることを憂慮し、マリ全土の治安状況を改善し同協定の実施を頓挫させるテロリスト集団による試みに先んずるため同協定の実施を加速する、マリ政府、プラットフォームと調整の武装集団の主要な責任を強調し、

不安定な治安状況、特に中部および南部マリへのテロリストやその他の犯罪活動の拡張並びにマリへの薬物取引や人の取引などの犯罪活動の強化増大について安保理の重大な懸念を表明し、

マリにおける治安と安定は、サヘルと西アフリカ地域のそれ、並びにリビアにおけるまた北部アフリカ地域における状況と密接に繋がっていることを強調し、

サヘルにおける平和と安全に関する、並びにより広い西アフリカと北部アフリカ地域に関するマリにおける状況の影響を認め、

サヘル地域におけるテロリストの脅威の国境を越えた広がり、並びにサヘル地域における越境組織犯罪により与えられる武器、薬物および文化財の取引、移民の密入国、人の取引そしてテロリズムとの、幾つかの事例において、その増加している繋がりを含む、重大な課題について安保理の続いている懸念を表明し、そしてこれらの脅威と課題に対処することにおける同地域における諸国の責任を強調し、

取引やその他の犯罪の興味が成長でき、さらに不安定と危険な状態を奨励している、腐敗の文化を刑事責任の免除が、奨励することができることに留意し、そしてマリ政府に対し、これに関連して適切な法執行資源を向けることを求めまたこの努力においてマリ政府に対し国際的な、地域的なそして準地域的な協力と支援を奨励し、

マリにおいて活動し続けまた同地域と周辺における平和と安全に対する脅威を構成している、西アフリカ統一聖戦運動 (MUJAO)、イスラーム・マグリブのアル・カーイダ (AQIM)、アル・ムラービトゥーン、アンサール・エディンを含む、テロリスト組織および関係のある個人やジャマーア・ヌスラ・アル・イスラーム・ワル・ムスリミーン (イスラムとムスリムの支援のための集団)、グレーター・サハラのイスラム国およびアンサロール・イスラムなどの集団のマリにおけるまたサハラにおける活動、並びにテロリスト集団によりマリにおいてまた同地域において犯された文民、特に女性と子どもに対する人権侵害と暴力を強く非難し、

諸決議 1267 (1999)、1989 (2011) および 2253 (2013) に従って制定された ISIL (ダーシュ) およびアル・カーイダ制裁一覧表への MUJAO、イスラム・マグレブにおけるアル・カーイダ組織、アンサール・エディンとその指導者イヤド・アグ・ガーリー、およびアル・ムラービトゥーンの一覧表掲載を想起し、そして確立した一覧表掲載基準に従って、ISIL (ダーシュ)、アル・カーイダおよび AQIM、アル・ムラービトゥーンとアンサール・エディンを含む、その他の一覧表に掲載された団体または個人と関係のある個人、集団、企業および団体に更に上述の体制の下で、制裁を課す、安保理の用意があることをくり返し表明し、

文民、マリ防衛治安部隊、国際連合マリ多元統合安定化ミッション (MINUSMA) およびフランス部隊に対するテロ攻撃を含む、継続している攻撃を強く非難し、テロリズムのこれら非難すべき行為の実行者、世話人、出資者および支援者を訴追する必要性を強調し、そしてマリ政府に対し、これらの攻撃に責任を有する者の責任を問うことを確実にするための措置を講じることを促し、

資金調達または政治的譲歩を得ることを目的とした誘拐や人質拘束の出来事を強く非難し、適用可能な国際法に従って、サヘル地域における誘拐と人質拘束を防止しそして身代金の支払いまたは政治的譲歩無しに人質の安全な解放を確保する安保理の決意をくり返し表明し、安保理諸決議 2133 (2014)、2253 (2015) および 2368 (2017) 並びにテロリストが身代金の支払いまたは政治的譲歩から直接的にまたは間接的に利益を得ることを防止しそして人質の安全な解放を確保するという全ての加盟国への安保理の呼びかけを含めることを想起しそして、これに関連して、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF) の「テロリストによる身代金目的の誘拐によって利益を得ることを防止・否定するためのグッド・プラクティスに関するアルジェ・メモランダム」の発表に留意し、

裁判外や即決の処刑、恣意的な逮捕と拘禁、および自由が制限された人の虐待、性的やジェンダーに基づく暴力に関与するもの、並びに殺害、傷害、子どもの勧誘と使用、学校や病院に対する攻撃を含む、マリにおけるあらゆる人権侵害と違反並びに国際人道法違反を強く非難し、全ての当事者に対し、国際人道法に従って学校それ自体の非軍事的性格を尊重しそしてあらゆる子どもの非合法的かつ恣意的な拘禁を止めることを求め、また全ての当事者に対し、そのような違反や虐待を終わらせそして適用可能な国際法の下での自らの義務を遵守することを求め、

人道援助の継続した提供、援助を受領する文民の安全と保護およびマリで活動している人道要員の安全を確保するため人道、中立、公平および独立の人道原則を支持しかつ尊重する全ての当事者の必要性を強調し、必要性に基づいて提供される人道援助の重要性を強調し、全ての当事者は、マリ全土の必要としている全ての人々に援助の時宜を得た提供のために完全な、安全なそして妨害のないアクセスを許可しそして促進しなければならないことをくり返し表明し、

文化遺産の破壊および文化財の取引並びに関連犯罪における、非国家主体、特にテロリスト集団の関与に深刻な懸念をもって留意しそして 2016 年 9 月 27 日に ICC が、マフディ氏を、トンブクトゥにおける宗教的および歴史的記念碑に対する意図的な直接攻撃について戦争犯罪で有罪と判決したという事実に更に留意し、

マリ北部におけるテロリストの脅威を阻止するため、マリ当局の要請でまた支援する、フランス部隊による継続した行動を歓迎し、

サヘル 5 か国合同軍 (FC-G5S) の展開を歓迎し、テロリスト集団やその他の組織犯罪集団の活動に対処する FC-G5S 取組は、マリを安定させるその任務を遂行する MINUSMA を支援する目的で、サヘル地域におけるより安全な環境を創り出すことに貢献することになることを強調し、

非軍事的権力の強化と人権に対する尊重に貢献することを含む、マリ防衛治安部隊に対して訓練と助言を提供することにおける欧州連合マリ訓練ミッション (EUTM Mali) の、またマリにおける警察、憲兵および国家親衛隊のため戦略的助言と訓練を提供することにおける欧州連合能力構築ミッション (EUCAP Sahel Mali) の役割を称賛し、

決議 2364 (2017) に示された MINUSMA の職務権限を想起し、住民を保護するマリ当局の主要な責任を念頭に置きつつ、マリに永続的な平和と安定をもたらすためのその取組においてマリ当局とマリ国民を援助するマリ担当事務総長特別代表に対するまた MINUSMA に対する安保理の強い支持をくり返し表明し、そして MINUSMA を含む、マリにおける国際的な現地関与の安定させる取組を歓迎し、

同協定に対して安保理の十分な支持を与え、その実施を緊密に監視し、そして必要ならば、そこに含まれた公約の実施またはその目的に実現を妨げるいかなる者に対する措置を講じることを安全保障理事会に求めている同協定の規定を想起し、

同協定の実施を妨害するか脅かす行動を取る者、敵対行為を再開し停戦を破る者、MINUSMA およびその他の国際的な現地関与を攻撃するかまたは脅かす行動を取る者、並びにそのような攻撃や行動に支援を提供する者に対する対象を特定した制裁を審議する安全保障理事会の用意があることを表明している決議 2364 (2017) の規定を想起し、

2017 年 6 月の始め以降、くり返される停戦の違反が、特にキダル地域において、同協定の実施において為された脆弱な収穫に対する重大な脅威を与えていることを強調し、従って同協定の実施に対する多くの障害に対処するため、同協定の実施を妨害していることについて責任を有する者に対する対象を特定した制裁の体制を直ちに確立することを安全保障理事会に求めている、2017 年 8 月 9 日のマリ政府発安全保障理事会議長宛書簡に留意し、

マリにおける事態が、国際の平和および同地域の安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第 7 章にもとづいて行動して、

渡航禁止

1. この決議の採択の日から当初 1 年の期間の間、全ての加盟国は、下記第 9 項に従って設立された委員会により指定された個人の入国または自国領域を通った通過を防止するため必要な措置を講じるものとすることを決定する。ただし、この項の何ものも、自国領域への自国民の入国を拒否すること

を義務づけるものではない。

2. 上記第1項により課された措置は、次のものには適用されないものとするを決定する。

(a) 当該渡航が、宗教的義務を含む、人道的必要性の理由で正当化されることを委員会が事案に応じて決定した場合。

(b) 入国または通過が、司法手続の遂行のために必要である場合。

(c) 委員会が、免除は、マリの平和と国民和解の目的並びに同地域の安定を進めるであろうと、事案に応じて決定した場合。

3. 渡航禁止の違反が、マリの平和、安定または安全を損なうことができることを強調し、渡航禁止に違反して一覧表に掲載された個人の渡航を故意に助長する個人が、この決議に規定された指定条件を満たしたと委員会により決定される可能性があることに注視しそして全ての当事者と全ての加盟国に対し、委員会並びに渡航禁止の実施に関して下記第11項に従って設立された専門家パネルと協力することを求める。

資産凍結

4. この決議の採択の日から当初1年の期間の間、全ての加盟国は、自国領域にある、委員会により指定された個人または団体により、若しくは彼らに代わってまたは彼らの指示で行動している個人または団体により、あるいは彼らにより所有されたかまたは支配されている団体により、直接的にまたは間接的に、所有されたかまたは支配されている全ての資金、その他の金融資産と経済資源を遅滞なく凍結するものとするを決定し、そして全ての加盟国は、あらゆる資金、金融資産または経済資源が、自国民によりまたは自国領域内の個人あるいは団体により、直接的にまたは間接的に若しくは委員会により指定された個人または団体の利益のために利用可能とされることを防止することを確保するものとするを更に決定する。

5. 上記第4項により課された措置は、関連する加盟国により以下のものと決定された資金、

その他の金融資産または経済資源には適用されないことを決定する。

(a) 食糧、賃料または抵当、医薬品および治療、租税、保険料および公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたものまたは国内法に基づき法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料および費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産および経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービス料のためにのみ充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産または経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b) 臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国または関係加盟国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c) 司法、行政または仲裁上の担保または判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産および経済資源がその担保または判決を充足させるために使用されるものであって、その担保または判決がこの決議の日よりも前に効力を生じ、委員会によって指定される個人または団体の利益のためではなく、かつ、関係国または関係加盟国により委員会に対し通知されている場合

(d) 委員会が、免除は、マリの平和と国民和解の目的並びに同地域の安定を進めるであろうと、事案に応じて決定した場合。

6. 加盟国は、それらの口座が、この決議の規定の対象となる日付の前に生じた契約、合意または義務の下で支払期限の来たそれらの口座または支払に関して当然支払われるべき利息またはその他の収益の上記第4項の規定に従って凍結された口座への追加を許すことができることを決定する。ただし、あらゆるそのような利息、その他の収益および支払は、これらの規定の対象となり続けそして凍結される。

7. 上記第4項の措置は、指定された人または団体が、そのような人または団体の一覧表掲載以前に効力を発した契約の下での当然の支払を行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関連する国家が、その支払が、直接的にまたは間接的に上記第4項に従って指定された人または団体によ

り受領されないことを認定し、そしてそのような支払を行うかまたは受領するかあるいは、適当な場合には、この目的のために資金、その他の財政資産または経済資源の凍結解除を承認する意図の委員会への関連する国家による、そのような承認の10作業日前までの、通知の後とする。

指定基準

8. 第1項に含まれる措置は、個人に適用されるものとし、第4項に含まれる措置は、マリでの平和、安全または安定を脅かす以下の行動または政策に、直接的にまたは間接的に、責任を有するかまたは共謀している、若しくは従事しているとして委員会によりそのような措置のために指定された、個人および団体に適用されるものとする。

(a) 同協定に違反した敵対行為に関与すること。

(b) 同協定の実施を妨害するか、または長期の遅延により妨害するか、若しくは脅かす行動を取ったこと。

(c) マリを原産地としているかまたはマリを通過している麻薬とその前駆物質の生産や取引、人の取引や移民を密入国させること、武器の密輸や取引並びに文化財の取引を含む、組織犯罪からの収益を通じたものを含めて、上記(a)および(b)において特定された個人や団体を支援するか資金調達のために、または代わって若しくは指示であるいはその他の方法で行動すること。

(d) 次のものに対する攻撃の、計画立案、指揮、支援、または実行に関与すること。(i) 現地の、地域のそして国家の機関、合同パトロールおよびマリ治安防衛部隊を含む、同協定に言及された様々な団体；(ii) MINUSMA 平和維持要員および専門家パネルの構成員を含むその他の国連および関連要員；(iii) FC-G5S、欧州連合ミッションおよびフランス部隊を含む、国際的な治安の現地軍。

(e) マリへの人道援助の提供、またはマリにおける人道援助へのアクセス、若しくはその配給を妨害すること。

(f) 国際人権法または適用可能な国際人道法に違反する、若しくは暴力行為（殺人、傷害、拷問ま

たはレイプ若しくはその他の性的暴力を含む)、拉致、強制失踪、強制移送、または学校、病院、信仰の場所、若しくは民間人が保護を求めている場所への攻撃の遂行を通じた、女性と子どもを含む、文民を対象とすることに関与したものを含む、人権侵害または違反を構成する、マリにおける行為を計画すること、指揮すること、又は犯すこと。

(g) マリにおける武力紛争の文脈において、適用可能な国際法に違反して、武装集団または軍による子どもの使用若しくは勧誘。

新制裁委員会

9. 安保理の暫定手続規則の規則 28 に従って、以下の任務を遂行するため、安保理の全理事国で構成する安全保障理事会委員会（以下「同委員会」）を設立することを決定する。

(a) 上記第 1 項および第 4 項で課された措置の実施を監視すること。

(b) 第 4 項で課された措置の対象となる個人と団体を指定すること、そのような個人に関する情報を再検討すること、そして上記第 5 項に従って免除の要請を審議すること。

(c) 第 1 項で課された措置の対象となる個人を指定すること、そのような個人に関する情報を再検討すること、そして上記第 2 項に従って免除の要請を審議すること。

(d) 上記で課した措置の実施を促進するため必要となる指針を制定すること。

(e) 同委員会と利害関係加盟国や特に同地域における国際的な、地域的なそして準地域的機構との間の対話を、措置の実施を議論するため同委員会と会合するためそのような国または機構の代表を招請することによるものを含めて、奨励すること。

(f) 全ての国家や国際的な、地域的なそして準地域的な機構から、上記で課された措置を効果的に実施するためそれらにより講じられた行動に関して、同委員会が有益であると考えられるあらゆる情報を求めること。

(g) この決議に含まれた措置の違反または不遵守の申立に関連する情報を審理しそして適切な措置を講じること。

10. 事務総長に対し、同委員会が、上記第9項に言及された任務を遂行することを可能にするため、必要な財政的取極を行うことを要請する。

専門家パネル

11. 事務総長に対し、この決議の採択から13か月の当初期間の間、同委員会と協議して、同委員会の指示の下での、5人までの専門家の集団（専門家パネル）を、創り出すことを、そして同パネルの活動を支援するため必要な財政的および安全上の取極を行うことを要請し、この決議の採択後、遅くとも12か月までにこの職務権限の更新を審議する安保理の意図を表明し、そして同パネルは以下の任務を事項するものとすることを決定する。

(a) 上記第8項に記述された活動に従事している可能性のある個人の後の段階での指名の可能性に関連する情報を同委員会に提供することを通したものを含めて、この決議に定められたその任務を実行することにおいて同委員会を支援する。

(b) この決議において決定された措置の実施、特に不遵守の出来事に関する、国家、関連する国際連合機関、地域的機構およびその他の関係当事者からの情報を集め、調査しそして分析する。

(c) 2018年3月1日までに中間の最新情報を、そして2018年9月1日までに最終報告書を、またその間に定期的な最新情報を、同委員会との議論の後に、安保理に提出する。

(d) 一覧表掲載のための理由の公に利用可能な説明概要のための、生物学的情報および追加の情報の提供を通したものを含めて、上記第1項と4項により課された措置の対象である個人の一覧表についての情報を改良しそして更新することにおいて同委員会を支援すること。

(e) INTERPOLと適切な場合には、国際連合薬物犯罪事務所（UNODC）と緊密に協力すること。

12. 専門家パネルは、決議 2242（2015）の第 6 項に従って、必要なジェンダーの専門知識を有することを要請する。

13. パネルを構成する専門家の選抜過程は、勧誘過程における地域的およびジェンダーの代表制の重要性に妥当な考慮を払うと同時に、上で述べられた義務を遂行する強力な技量を備えた個人を任命することを優先させるべきことに留意する。

14. 専門家パネルに対し、リビアに関して決議 1973（2011）により設立された専門家パネルおよび ISIL（ダーシュ）、アル・カーイダおよびタリバン並びに関係する個人と団体に関する諸決議 1526（2004）と 2368（2017）に従った分析支援および制裁履行監視チームを含む、安保理の制裁委員会の活動を支援するため、安全保障理事会により設立されたその他の関連する専門家集団と協力することを指示する。

15. 全ての当事者および全ての加盟国並びに国際的な、地域的なそして準地域的な機構に対し、専門家パネルとの協力を確保することを促しそして関係する全ての加盟国に対し、専門家パネルがその任務を遂行するために、専門家パネルの構成員の安全およびとりわけ人、書類と場所への妨害のないアクセスを確保することを、更に促す。

MINUSMA の役割

16. MINUSMA と専門家パネルとの間の時宜を得た情報交換を奨励し、そして MINUSMA に対し、その職務権限および能力の範囲内で、同委員会と専門家パネルを支援することを要請する。

報告および再検討

17. 全ての国家、とりわけ同地域の国家に対し、この決議に含まれた措置を積極的に実施することまた上記第 1 項と第 4 項で課された措置を実施するために講じた行動について同委員会に定期的に報告することを求める。

18. 同委員会に対し、適切な場合には、マリにおける状況に関するマリ担当事務総長特別代表を一緒に含めて、同委員会の全体的な活動の状況について、その委員長を通して、安保理に対して少なくとも年に一回、口頭で報告することを要請し、そして同委員長に対し、全ての関係する加盟国のため定期的な概況説明を開催することを奨励する。

19. 子どもと武力紛争担当事務総長特別代表および紛争時の性的暴力担当特別代表に対し、決議 1960 (2010) の第 7 項および決議 1998 (2011) の第 9 項に従って同委員会と関連する情報を共有することを要請する。

20. 安保理が、マリにおける状況を継続した再検討の下に置き続けるものとするをまた安保理が、同国の安定において達成された進展およびこの決議の遵守に照らして、いつでも必要な場合には、追加の措置を通して強化すること、措置の変更、停止または解除を含む、この決議に含まれた措置の妥当性を再検討する準備があるものとするを確認する。

21. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。